

寒川町告示第126号

寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年寒川町条例第18号）第4条の規定に基づき指定管理者の指定を行ったので、同条例第11条の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月24日

寒川町長 木 村 俊 雄

1. 指定をした日 令和3年12月14日
2. 管理を行わせる公の施設の名称 寒川文書館（寒川総合図書館と合わせた指定）
3. 指定を受けた法人等 T R C ・ 相鉄企業体
東京都文京区大塚三丁目1番1号
株式会社図書館流通センター（代表企業）
横浜市西区北幸二丁目9番14号
相鉄企業株式会社
4. 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで